

# 自然災害により被害を受けた 被災自動車に係る自動車重量税の還付に関するQ&A

## 《 目 次 》

- (問1) 租特法第90条の15第2項に規定する「自然災害」とはどのようなものですか。…… 3
- (問2) 租特法第90条の15第2項に規定する「被災自動車」とはどのような自動車ですか。… 4
- (問3) 永久抹消登録等の手続には、どのような書面等が必要ですか。…………… 5
- (問4) 被災自動車に係る自動車重量税の還付はどのようにすれば受けることができますか。… 6
- (問5) 被災自動車に係る自動車重量税の還付金額の計算方法を教えてください。…………… 6
- (問6) 被災自動車に係る自動車重量税の還付申請について、郵送による手続はできますか。… 7
- (問7) 自動車の販売業者等が、使用者のために車検を受け、保管をしている間に、自然災害によりその自動車が被災して廃車となった場合には、災免法第9条と租特法第90条の15第2項のどちらの還付手続をすればよいのですか。…………… 7

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

租特法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

租特令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

災免法……………災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）

租特法通達……………（平成11年6月25日付課消4-24ほか1課共同）租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて

永久抹消登録等……………道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条《永久抹消登録》に規定する永久抹消登録のうち滅失、若しくは解体を事由とするもの又は同法第16条第2項《一時抹消登録》の規定による届出のうち滅失、若しくは解体を事由とするもの、並びに同法第69条の2第1項《解体等又は輸出に係る届出》の規定による届出のうち滅失、又は解体を事由とするもの

自動車検査証の交付等…自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第2条第1項第2号に規定する自動車検査証の交付等

運輸支局等……………各運輸支局、各自動車検査登録事務所（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所及び各運輸事務所を含む。）又は軽自動車検査協会各主管事務所、各事務所若しくは各支所・分室

(自然災害の意義)

(問1) 租特法第90条の15第2項に規定する「自然災害」とはどのようなものですか。

(答)

租特法第90条の15第2項に規定する「自然災害」とは、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害をいいます。

被災者生活再建支援法第2条第1号において、自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた被害のことをいうこととされており、このうち、被災者生活再建支援法施行令第1条各号(下記【参考1】参照)に該当する自然災害が、自動車重量税の還付措置の対象となる自然災害となります(租特法90の15②)。

(注) 被災者生活再建支援法の適用該当区域にご留意ください(下記【参考2】参照)。

【参考1】

○ 被災者生活再建支援法(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。  
イ ～ ニ (省略)

○ 被災者生活再建支援法施行令(抄)

(支援金の支給に係る自然災害)

第一条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害(同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。)の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口(地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。)十万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口十万未満のものに限る。)の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村(人口十万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により五(人口五万未満の市町村にあっては、二)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

【参考2】

被災者生活再建支援法の適用状況については、内閣府ホームページ([www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya\\_jyoukyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html))をご参照ください。

(被災自動車の意義)

(問2) 租特法第90条の15第2項に規定する「被災自動車」とはどのような自動車ですか。

(答)

「被災自動車」とは、自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日より前に自然災害を原因として滅失し、又は解体したものであるとして永久抹消登録等の手続がされたものをいいます(租特法90の15②、租特令51の5②)。

具体的には、以下のような原因により、永久抹消登録等の手続がされた自動車をいいます。

- ① 洪水などにより、水に浸り使用できなくなった
- ② 車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなった

(注) 永久抹消登録等の手続は運輸支局等において行ってください。

なお、申請先は原則として自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等ですが、避難等の事情により別の運輸支局等に申請することも可能です。

(永久抹消登録等の手続)

(問3) 永久抹消登録等の手続には、どのような書面等が必要ですか。

(答)

被災自動車として永久抹消登録等の手続を行うためには、原則として、運輸支局等に以下の書面等を提出することが必要となります。

**【普通自動車、バス、トラック等（軽自動車以外の自動車）】**

- ① 抹消登録申請書（既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式））
- ② 所有者の印鑑登録証明書・実印
- ③ 市町村が発行するり災証明書（入手が困難な場合は、申請人の申立書をもってり災証明書に代えることができます。なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、被災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。）
- ④ （車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）戸籍謄本（所有者の方との相続関係が確認できるもの）
- ⑤ （既に一時抹消登録をしている場合）登録識別情報等通知書
- ⑥ （代理申請をする場合）代理申請に係る委任状
- ⑦ （事業用自動車の場合）事業用自動車連絡書

**【軽自動車】**

- ① 解体等届出書
- ② 使用者印及び所有者印（個人の場合は認印・法人の場合は代表者印）
- ③ 市町村が発行するり災証明書（入手が困難な場合は、申請人の申立書をもってり災証明書に代えることができます。なお、被災地域以外において届出されている軽自動車に係る申請については、被災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。）
- ④ （車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）
- ⑤ （既に一時返納をしている場合）自動車検査証返納証明書
- ⑥ （代理申請をする場合）代理申請に係る申請依頼書

(注1) 申請の際、自動車検査証やナンバープレートをお持ちの場合は持参してください。

(注2) 永久抹消登録等の手続の詳細については、運輸支局等へお問合せください。

(被災自動車に係る自動車重量税の還付)

(問4) 被災自動車に係る自動車重量税の還付はどのようにすれば受けることができますか。

(答)

被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けようとする被災自動車の永久抹消登録等時における「所有者(最終所有者)」は、自然災害の発生した日から5年を経過する日までに、還付申請書を運輸支局等に提出することにより、車検残存期間(自然災害の発生した日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数)に応じた自動車重量税の還付を最終所有者の住所地を所轄する税務署から受けることができます(租特法90の15②④、租特令51の5③⑧)。

(注) 還付を受けるには、被災自動車として永久抹消登録等の手続を行うのと同時に還付申請書を提出する必要があります。

ただし、やむを得ない事情がある場合(既にリサイクル還付手続(租特法第90条の15①)を行っている場合等)には、この限りではありません。

(還付金額の計算方法)

(問5) 被災自動車に係る自動車重量税の還付金額の計算方法を教えてください。

(答)

被災自動車に係る自動車重量税の還付金額は、

- ① 自動車検査証の交付等を受ける際に納付した自動車重量税額を、
- ② 自動車検査証の有効期間の月数で除し、
- ③ これに車検残存期間(自然災害の発生した日から自動車検査証の有効期間満了日までの期間)の月数を乗じて計算します(租特令51の5③一)。

$$\text{還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

(注1) 既にリサイクル還付手続(租特法第90条の15①)を行っている場合、本制度による還付金額は、リサイクル還付による還付金額が差し引かれた金額となります(租特令51の5③二)。

(注2) 車検残存期間の月数に1か月未満の日数がある場合には切り捨てることとなっていますので、車検残存期間が1か月未満の場合には還付されません(租特令51の5⑤)。

なお、還付金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てられます(国税通則法120①)。

(注3) 還付金額の計算の基となる「自動車検査証の有効期間」とは、自動車検査証の交付等を受ける際に当該自動車検査証に記載された有効期間をいい、自然災害に伴い有効期間が特別に延長されたとしても、その期間は含まれません(租特法90の15②、租特法通達第4章1)。

(郵送による還付申請)

(問6) 被災自動車に係る自動車重量税の還付申請について、郵送による手続はできますか。

(答)

還付申請書は運輸支局等に提出することとされていますが、以下の理由から、運輸支局等では郵送による還付申請手続は受け付けていないと承知しています。

- ① 還付申請書を受理する前提として、同時に被災自動車の永久抹消登録等の手続を行う必要があるため。
- ② 大量の還付申請書を受け付けることから、申請書の記載内容に不備がある場合には、その場で本人に確認した上で補正を行う必要があるため。

なお、直接本人による還付申請手続が困難な場合には、行政書士などの代理人が手続を行うこともできます。

(災免法第9条と租特法第90条の15第2項の適用関係)

(問7) 自動車の販売業者等が、使用者のために車検を受け、保管をしている間に、自然災害によりその自動車が被災して廃車となった場合には、災免法第9条と租特法第90条の15第2項のどちらの還付手続をすればよいのですか。

(答)

ご質問のように、自動車重量税を納付した後に自動車が被災し、走行の用に供されることなくその使用が廃止された場合には、災免法第9条の規定による還付手続を行ってください(租特法90の15③、災免法9)。